

議案第 17 号

調布市郷土博物館処務規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 28 日

提出者 調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市遺跡調査会の業務が調布市郷土博物館に移管されることに伴う業務の組み入れと文化財行政業務の実態に沿った規程とするために、改正を提案するものです。

調布市教育委員会訓令第 号

調布市郷土博物館処務規程の一部を改正する訓令

調布市郷土博物館処務規程（平成元年調布市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表文化財係の項に次の1号を加える。

8 埋蔵文化財の調査に関すること。

第8条の表に次のように加える。

（6）文化財の保護及び活用に関すること。	定例軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの		
（7）文化財保護審議会に関すること。	定例軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの		
（8）埋蔵文化財の調査に関すること。	定例軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの		

附 則

この訓令は，令和7年4月1日から施行する。

調布市郷土博物館処務規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○調布市郷土博物館処務規程 平成元年 3 月 27 日教育委員会訓令第 6 号 改正 平成 3 年 12 月 27 日教委訓令第 6 号 平成 4 年 6 月 25 日教委訓令第 6 号 平成 5 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号 平成 5 年 3 月 29 日教委訓令第 3 号 平成 7 年 3 月 29 日教委訓令第 3 号 平成 10 年 7 月 14 日教委訓令第 2 号 平成 11 年 8 月 23 日教委訓令第 5 号 平成 13 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 平成 14 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 平成 17 年 3 月 24 日教委訓令第 2 号 平成 18 年 3 月 24 日教委訓令第 3 号 平成 19 年 3 月 20 日教委訓令第 1 号 平成 19 年 12 月 27 日教委訓令第 5 号 平成 20 年 3 月 31 日教委訓令第 3 号 平成 21 年 2 月 17 日教委訓令第 1 号 平成 21 年 3 月 30 日教委訓令第 2 号 平成 23 年 3 月 25 日教委訓令第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日教委訓令第 4 号 平成 29 年 7 月 28 日教委訓令第 5 号 平成 31 年 3 月 25 日教委訓令第 1 号 令和 2 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 調布市郷土博物館処務規程 調布市郷土博物館処務規程（昭和 49 年調布市教育委員会規程第 6 号）の全	○調布市郷土博物館処務規程 平成元年 3 月 27 日教育委員会訓令第 6 号 改正 平成 3 年 12 月 27 日教委訓令第 6 号 平成 4 年 6 月 25 日教委訓令第 6 号 平成 5 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号 平成 5 年 3 月 29 日教委訓令第 3 号 平成 7 年 3 月 29 日教委訓令第 3 号 平成 10 年 7 月 14 日教委訓令第 2 号 平成 11 年 8 月 23 日教委訓令第 5 号 平成 13 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 平成 14 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 平成 17 年 3 月 24 日教委訓令第 2 号 平成 18 年 3 月 24 日教委訓令第 3 号 平成 19 年 3 月 20 日教委訓令第 1 号 平成 19 年 12 月 27 日教委訓令第 5 号 平成 20 年 3 月 31 日教委訓令第 3 号 平成 21 年 2 月 17 日教委訓令第 1 号 平成 21 年 3 月 30 日教委訓令第 2 号 平成 23 年 3 月 25 日教委訓令第 1 号 平成 26 年 3 月 31 日教委訓令第 4 号 平成 29 年 7 月 28 日教委訓令第 5 号 平成 31 年 3 月 25 日教委訓令第 1 号 令和 2 年 3 月 27 日教委訓令第 2 号 調布市郷土博物館処務規程 調布市郷土博物館処務規程（昭和 49 年調布市教育委員会規程第 6 号）の全

改正後	改正前																																
部を改正する。 (趣旨) 第1条 この規程は、調布市郷土博物館条例（昭和49年調布市条例第21号）第1条に規定する調布市郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）、及び調布市深大寺水車館条例（平成4年調布市条例第24号）第1条に規定する調布市深大寺水車館（以下「水車館」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。 (係の設置) 第2条 郷土博物館に事業管理係及び文化財係を置く。 (分掌事務) 第3条 郷土博物館の主な分掌事務は、次の表に定めるところによる。 <table border="1" data-bbox="174 667 1066 1410"> <thead> <tr> <th>係</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">事業管理係</td><td>1 郷土博物館の維持管理に関すること。</td></tr> <tr> <td>2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。</td></tr> <tr> <td>4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。</td></tr> <tr> <td>5 水車館の維持管理に関すること。</td></tr> <tr> <td>6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。</td></tr> <tr> <td>7 教育普及活動に関すること。</td></tr> <tr> <td>8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr> <td>9 郷土博物館の庶務に関すること。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">文化財係</td><td>1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。</td></tr> <tr> <td>2 文化財の調査研究に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	係	分掌事務	事業管理係	1 郷土博物館の維持管理に関すること。	2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。	3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。	4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。	5 水車館の維持管理に関すること。	6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。	7 教育普及活動に関すること。	8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。	9 郷土博物館の庶務に関すること。	文化財係	1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。	2 文化財の調査研究に関すること。	3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。	部を改正する。 (趣旨) 第1条 この規程は、調布市郷土博物館条例（昭和49年調布市条例第21号）第1条に規定する調布市郷土博物館（以下「郷土博物館」という。）、及び調布市深大寺水車館条例（平成4年調布市条例第24号）第1条に規定する調布市深大寺水車館（以下「水車館」という。）の事務処理について必要な事項を定めるものとする。 (係の設置) 第2条 郷土博物館に事業管理係及び文化財係を置く。 (分掌事務) 第3条 郷土博物館の主な分掌事務は、次の表に定めるところによる。 <table border="1" data-bbox="1173 667 2065 1410"> <thead> <tr> <th>係</th><th>分掌事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">事業管理係</td><td>1 郷土博物館の維持管理に関すること。</td></tr> <tr> <td>2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。</td></tr> <tr> <td>4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。</td></tr> <tr> <td>5 水車館の維持管理に関すること。</td></tr> <tr> <td>6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。</td></tr> <tr> <td>7 教育普及活動に関すること。</td></tr> <tr> <td>8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr> <td>9 郷土博物館の庶務に関すること。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">文化財係</td><td>1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。</td></tr> <tr> <td>2 文化財の調査研究に関すること。</td></tr> <tr> <td>3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	係	分掌事務	事業管理係	1 郷土博物館の維持管理に関すること。	2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。	3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。	4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。	5 水車館の維持管理に関すること。	6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。	7 教育普及活動に関すること。	8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。	9 郷土博物館の庶務に関すること。	文化財係	1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。	2 文化財の調査研究に関すること。	3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。
係	分掌事務																																
事業管理係	1 郷土博物館の維持管理に関すること。																																
	2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。																																
	3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。																																
	4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。																																
	5 水車館の維持管理に関すること。																																
	6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。																																
	7 教育普及活動に関すること。																																
	8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。																																
	9 郷土博物館の庶務に関すること。																																
文化財係	1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。																																
	2 文化財の調査研究に関すること。																																
	3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。																																
係	分掌事務																																
事業管理係	1 郷土博物館の維持管理に関すること。																																
	2 郷土博物館の運営に関する調査及び資料の作成に関すること。																																
	3 郷土博物館資料についての専門的、技術的な調査研究に関すること。																																
	4 郷土博物館資料の収集、保管及び展示に関すること。																																
	5 水車館の維持管理に関すること。																																
	6 水車館の利用及び展示並びに啓発に関すること。																																
	7 教育普及活動に関すること。																																
	8 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整に関すること。																																
	9 郷土博物館の庶務に関すること。																																
文化財係	1 文化財の管理、公開及び活用に関すること。																																
	2 文化財の調査研究に関すること。																																
	3 文化財の保護、保存及び修復に関すること。																																

改正後				改正前			
		4 文化財保護の普及及び啓発に関すること。 5 文化財施設の維持管理に関すること。 6 文化財保護審議会に関すること。 7 遺跡調査会に関すること。 <u>8 埋蔵文化財の調査に関すること。</u>				4 文化財保護の普及及び啓発に関すること。 5 文化財施設の維持管理に関すること。 6 文化財保護審議会に関すること。 7 遺跡調査会に関すること。	
(職の設置)				(職の設置)			
第4条 郷土博物館に次の各号に掲げる職を置く。				第4条 郷土博物館に次の各号に掲げる職を置く。			
(1) 館長				(1) 館長			
(2) 係長				(2) 係長			
(3) 主任又は主事				(3) 主任又は主事			
2 前項に規定するもののほか、必要があると認められるときは、主幹、副館長、副主幹、主査その他の職を置くことができる。				2 前項に規定するもののほか、必要があると認められるときは、主幹、副館長、副主幹、主査その他の職を置くことができる。			
(職務)				(職務)			
第5条 館長は、上司の命を受け、郷土博物館及び水車館（以下「郷土博物館等」という。）の事業を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、常に組織全体の経済性を考慮し、全て一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。				第5条 館長は、上司の命を受け、郷土博物館及び水車館（以下「郷土博物館等」という。）の事業を掌理し、所属職員を指揮監督するほか、常に組織全体の経済性を考慮し、全て一体として行政機能を発揮するよう努めなければならない。			
2 副館長は、上司の命を受け、館長の職務を補佐する。				2 副館長は、上司の命を受け、館長の職務を補佐する。			
3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係の事務について絶えず研究改善に努め、また職員の提案を積極的に求め、その実施を援助する。				3 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係の事務について絶えず研究改善に努め、また職員の提案を積極的に求め、その実施を援助する。			
4 主任は、上司の命を受け、分掌事務の処理計画の推進に伴う事務を処理し、また事務処理をとおして職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努める。				4 主任は、上司の命を受け、分掌事務の処理計画の推進に伴う事務を処理し、また事務処理をとおして職員の実務研修に当たるとともに、職員相互間の協調に努める。			
5 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。				5 主事は、上司の命を受け、事務を処理する。			
6 前条第2項に規定する職の職務については、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。				6 前条第2項に規定する職の職務については、調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。			
(事業計画)				(事業計画)			
第6条 館長は、毎年度において実施する郷土博物館等の事業の計画を、前				第6条 館長は、毎年度において実施する郷土博物館等の事業の計画を、前			

改正後						改正前					
年度末日までに調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。						年度末日までに調布市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。					
（報告）						（報告）					
第7条 館長は、毎年度終了後、速やかに、郷土博物館等の使用状況及び事業の実施状況を委員会定例会に報告しなければならない。						第7条 館長は、毎年度終了後、速やかに、郷土博物館等の使用状況及び事業の実施状況を委員会定例会に報告しなければならない。					
（決裁事案）						（決裁事案）					
第8条 教育長、部長及び館長が決裁すべき事案、指定合議先及び通知先（以下「決裁事案等」という。）は、次の表に定めるところによる。						第8条 教育長、部長及び館長が決裁すべき事案、指定合議先及び通知先（以下「決裁事案等」という。）は、次の表に定めるところによる。					
項目	決裁権者			指定合議先	通知先	項目	決裁権者			指定合議先	通知先
	館長	部長	教育長				館長	部長	教育長		
(1) 年間の事業計画を企画立案すること。			○	社会教育課長		(1) 年間の事業計画を企画立案すること。			○	社会教育課長	
(2) 社会教育関係施設との総合調整に関すること。		○		社会教育課長		(2) 社会教育関係施設との総合調整に関すること。		○		社会教育課長	
(3) 郷土博物館及び水車館の施設の使用並びに郷土博物館資料の貸出し等を承認すること。	○					(3) 郷土博物館及び水車館の施設の使用並びに郷土博物館資料の貸出し等を承認すること。	○				
(4) 郷土博物館等の事業を実施すること。	○					(4) 郷土博物館等の事業を実施すること。	○				
(5) 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整を行うこと。	○					(5) 一般財団法人調布市武者小路実篤記念館との連絡調整を行うこと。	○				

改正後								改正前							
	(6) 文化財の保護及び活用に関すること。	定例軽 易なも の	重要な もの	特に重 要なも の											
	(7) 文化財保護審議会に関すること。	定例軽 易なも の	重要な もの	特に重 要なも の											
	(8) 埋蔵文化財の調査に関すること。	定例軽 易なも の	重要な もの	特に重 要なも の											
2 前項に定めるもののほか、決裁事案等については、調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）及び調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは、「館長」と読み替えるものとする。 （委任） 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年12月27日教委訓令第6号） （施行期日） 1 この訓令は、平成4年1月1日から施行する。 （調布市武者小路実篤記念館処務規程の廃止） 2 調布市武者小路実篤記念館処務規程（昭和60年調布市教育委員会訓令第9号）は、廃止する。 （調布市教育委員会公印規程の一部改正） 3 調布市教育委員会公印規程（昭和47年調布市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）								2 前項に定めるもののほか、決裁事案等については、調布市教育委員会事務局処務規則（昭和56年調布市教育委員会規則第2号）及び調布市教育委員会事務局事案決裁規程（昭和44年調布市教育委員会規程第2号）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「課長」とあるのは、「館長」と読み替えるものとする。 （委任） 第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 附 則 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。 附 則（平成3年12月27日教委訓令第6号） （施行期日） 1 この訓令は、平成4年1月1日から施行する。 （調布市武者小路実篤記念館処務規程の廃止） 2 調布市武者小路実篤記念館処務規程（昭和60年調布市教育委員会訓令第9号）は、廃止する。 （調布市教育委員会公印規程の一部改正） 3 調布市教育委員会公印規程（昭和47年調布市教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略）							

改正後	改正前
附 則（平成4年6月25日教委訓令第6号） この訓令は、平成4年7月1日から施行する。 附 則（平成5年3月25日教委訓令第2号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成5年3月29日教委訓令第3号） 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。 2 この訓令による改正後の（中略）調布市郷土博物館処務規程第7条第1項の規定は、平成5年4月以後の月分の使用状況の報告に係るものについて適用し、平成5年3月以前の月分の使用状況に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成7年3月29日教委訓令第3号） 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。 2 この訓令による改正後の（中略）調布市郷土博物館処務規程の規定は、平成7年度以後の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成10年7月14日教委訓令第2号） この訓令は、平成10年7月15日から施行する。 附 則（平成11年8月23日教委訓令第5号） この訓令は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成13年3月27日教委訓令第2号抄） （施行期日） 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市教育委員会事務局事案決裁規程の規定は、平成13年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成14年3月27日教委訓令第2号） この訓令は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月24日教委訓令第2号抄）	附 則（平成4年6月25日教委訓令第6号） この訓令は、平成4年7月1日から施行する。 附 則（平成5年3月25日教委訓令第2号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。 附 則（平成5年3月29日教委訓令第3号） 1 この訓令は、平成5年4月1日から施行する。 2 この訓令による改正後の（中略）調布市郷土博物館処務規程第7条第1項の規定は、平成5年4月以後の月分の使用状況の報告に係るものについて適用し、平成5年3月以前の月分の使用状況に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成7年3月29日教委訓令第3号） 1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。 2 この訓令による改正後の（中略）調布市郷土博物館処務規程の規定は、平成7年度以後の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成10年7月14日教委訓令第2号） この訓令は、平成10年7月15日から施行する。 附 則（平成11年8月23日教委訓令第5号） この訓令は、平成11年10月1日から施行する。 附 則（平成13年3月27日教委訓令第2号抄） （施行期日） 1 この訓令は、平成13年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市教育委員会事務局事案決裁規程の規定は、平成13年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則（平成14年3月27日教委訓令第2号） この訓令は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成17年3月24日教委訓令第2号抄）

改正後	改正前
(施行期日) 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月24日教委訓令第3号) この訓令は、平成18年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市郷土博物館処務規程の規定は、平成18年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成19年3月20日教委訓令第1号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年12月27日教委訓令第5号) この訓令は、平成20年1月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日教委訓令第3号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年2月17日教委訓令第1号) この訓令は、平成21年2月17日から施行する。 附 則 (平成21年3月30日教委訓令第2号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年3月25日教委訓令第1号) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月31日教委訓令第4号) (施行期日) 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 (調布市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正) 2 調布市教育委員会職員被服貸与規程(昭和43年調布市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則 (平成29年7月28日教委訓令第5号) この訓令は、平成29年7月28日から施行する。 附 則 (平成31年3月25日教委訓令第1号)	(施行期日) 1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。 附 則 (平成18年3月24日教委訓令第3号) この訓令は、平成18年4月1日から施行し、この訓令による改正後の調布市郷土博物館処務規程の規定は、平成18年度以降の事案に係るものについて適用し、同年度前までの事案に係るものについては、なお従前の例による。 附 則 (平成19年3月20日教委訓令第1号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年12月27日教委訓令第5号) この訓令は、平成20年1月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月31日教委訓令第3号) この訓令は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年2月17日教委訓令第1号) この訓令は、平成21年2月17日から施行する。 附 則 (平成21年3月30日教委訓令第2号) この訓令は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成23年3月25日教委訓令第1号) この訓令は、平成23年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月31日教委訓令第4号) (施行期日) 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。 (調布市教育委員会職員被服貸与規程の一部改正) 2 調布市教育委員会職員被服貸与規程(昭和43年調布市教育委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略) 附 則 (平成29年7月28日教委訓令第5号) この訓令は、平成29年7月28日から施行する。 附 則 (平成31年3月25日教委訓令第1号)

改正後	改正前
この訓令は，平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号） この訓令は，令和2年4月1日から施行する。 <u>附 則（令和 年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は，令和7年4月1日から施行する。</u>	この訓令は，平成31年4月1日から施行する。 附 則（令和2年3月27日教委訓令第2号） この訓令は，令和2年4月1日から施行する。